

## 公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2025年8月20日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

### 記

1. 公告件名：ラオス国南部地域観光分野における情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式-ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：  
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：  
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

## 入札説明書

### 【一般競争入札（総合評価落札方式-ランプサム型）】

業務名称：ラオス国南部地域観光分野における情報収集・確認調査  
（一般競争入札（総合評価落札方式-ランプサム型））

調達管理番号：25a00390

#### 【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年8月20日

独立行政法人国際協力機構  
国際協力調達部

# 第1章 入札の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ラオス国南部地域観光分野における情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式-ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）<sup>1</sup>

(4) 契約履行期間（予定）：2025年10月から2026年2月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

## 2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

(2) 事業実施担当部

ラオス事務所

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年8月26日 まで
2	入札説明書に対する質問	2025年8月27日 12時まで
3	質問への回答	2025年9月1日 まで

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2025年9月5日 12時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2025年9月18日 10時30分
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して7営業日まで （申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ） ※2023年7月公示から変更となりました。

### 3. 競争参加資格

#### （1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### （2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

#### （3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

#### 5. 入札説明書に対する質問

##### (1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

2) 提出先： <https://forms.office.com/r/dbwNMhJUjq>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして  
います。

##### (2) 質問への回答

1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

##### (3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

## 6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け  
国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.(3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123\_〇〇株式会社\_見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

## 8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

## 9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2.(3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時まで電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。<sup>2</sup>

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

## 10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

(2) 技術評価の方法

---

<sup>2</sup> この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

### (3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

\*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

**予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。**

### (4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

**（総合評価点）＝（技術評価点）×0.7＋（価格評価点）×0.3**

### (5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者と

ます。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

## 1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

## 1 2. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 調査の背景・経緯

ラオス政府の国家社会経済開発計画（NSED P）は、長期国家戦略であるビジョン2030に基づき5年毎に策定され、第9次国家社会経済開発計画（NSED P9）、及び第10次国家社会経済計画（NSED P10）において、4つ国家の潜在力：①若い人口、②豊富で多様な天然資源、インフラを含む国有資産（農業、観光、エネルギー、運輸分野のポテンシャル）、③アジアと近隣国の経済成長に対するラオスの地理的位置、④現代科学技術の適用可能性を活用して、確実なLDC卒業、SDGs達成およびグリーン成長戦略に基づいた社会・経済開発を目指している。

ラオスの人口約755万人の内、ラオスの政治・経済・文化の中心である首都ビエンチャンには、約99万人（ラオス統計局：LSB、2024）が居住し、2030年には人口が約140万人になると予測されている。世界遺産都市であるルアンパバーンでは人口47万人（LSB、2024）に対し、2024年には約173万人の観光客（情報文化観光省、2024）が約21km<sup>2</sup>の歴史地区とその周辺エリアに集中的に流入している。チャンパサック県はラオス南部の観光拠点として注目されており、特に11世紀から13世紀にかけてクメール帝国の影響下で建てられた「ワット・プー」が2021年に世界文化遺産に登録されたこともあり、タイ、カンボジア等の近隣国から2024年には約10万人以上の観光客を呼び寄せている。また、中部カムアンではラオス中部の観光拠点として注目されており、2025年7月13日に新たにヒン・ナム・ノ国立公園が世界遺産登録され、ベトナムとの国境に位置していることから、新たにベトナムからの観光客も期待されている。このような経済活動の活発化によるビエンチャンの都市化やルアンパバーンの観光活発化が進む一方でラオスは、他のアジア諸都市と比べると、都市インフラ整備・サービス供給が十分とは言えず、都市交通、環境、住宅整備等の側面において様々な都市問題が懸念されている。

ラオス政府のNSED P9およびNSED P10では、経済ポテンシャルのある都市の開発、都市の環境改善と併せて中心都市と地方都市の格差是正を重点施策として掲げており、東西経済回廊、南北経済回廊の各経済回廊沿いの都市開発を重点的に進めることになっている。チャンパサック県パクセー郡はラオス第二の都市とされており、パクセー国際空港を有していることに加え、上述の通り同県には世界文化遺産に登録されたワット・プーというラオス最大の宗教遺跡がカオ山の山頂から川岸まで10km以上にわたって配置されており、歴史・文化・自然資源が揃っている。また、近年では日本の中小企業向け工業団地「パクセージャパン日系中小企業専用経済特区」の開発も進み、ラオス南部経済へ大きく貢献する地域である。他方で、南部地域経済の活発化

のためにも、観光客の増加に資する、または観光客の増加に対応するインフラ整備等の新規の JICA による協力が期待されている。

## 第 2 条 調査の目的と範囲

本調査は、ラオス国の観光セクターの現状・課題を把握するとともに、ラオス政府及び他ドナーによる事業の進捗状況及び動向を確認し、同国における観光セクター及びその関連産業に関する基礎的な情報の収集・確認を行い、その結果を踏まえて将来の協力方針の検討を行うもの。

本調査は観光産業促進のポテンシャルのあるラオス国チャンパサック県を中心に、ASEAN 近隣諸国のタイ国、カンボジア国、ベトナム国との往来も含めて調査対象とする。

## 第 3 条 調査実施の留意事項

以下の観点を踏まえ、ラオス南部における観光開発の課題やニーズを把握するための情報収集・分析を行い、将来の協力方針を検討・提案する。

- ① ラオスへの観光客数が最も多いタイ国、カンボジア国との間の往来促進の可能性
- ② ワット・プーを中心としたチャンパサック県にかかるインフラアクセス改善の可能性
- ③ 観光業の発展による南部地域経済の活発化の可能性
- ④ 農業、製造業等他セクターと観光業との連携の可能性
- ⑤ 観光開発に伴う都市問題の改善の可能性

## 第 4 条 調査の内容

### (1) インセプション・レポートの作成と先方への調査内容の説明・ヒアリング

- 1) 関連資料及び情報の収集・整理・分析
- 2) 業務の基本方針の策定
- 3) 先方関係機関への説明資料・質問票作成
- 4) インセプション・レポートの作成
- 5) インセプション・レポートの説明・協議

### (2) 観光セクターに係る情報収集と課題整理<sup>3</sup>

ラオスにおける観光セクターの情報を収集・整理する。既存情報や統計情報など日本国内で把握できる情報を収集した上で、ラオスへ渡航し、現地関係機関へ訪問して、関連資料の収集、ヒアリング調査等を実施する。なお、情報収集と課題整理に当たってはラオスを中心しつつも、タイ、カンボジア、ベトナムにおける以下の項目についても関連性の強い部分において調査・分析する。

---

<sup>3</sup> 本調査では国内の状況・課題を整理したうえで南部地域での観光開発の協力方針を検討していくため、南部地域や対象協力候補サイトの重要性を観光分野の政策・統計・データ分析に基づき妥当性が説明されることが期待される。どのような情報収集・分析をしていくことが効果的と考えられるか技術提案書にて提案をしてください。

- 1) 観光政策の整理
 

以下情報について整理を行う。

    - ① 観光セクター（観光インフラ、農業や製造業等の関連産業含む）の政策、計画、制度、予算
    - ② 各種関連事業等の取組状況（商業施設誘致や対外 PR（外国メディア、旅行業者等に対する広報・宣伝の強化や視察・研修旅行の実施、国際会議及び特別目的ツアーの誘致等）含む）、貿易・民間からの投資環境に関する課題、関係機関概要
    - ③ 観光関連法制度の確認（景観条例、旅行業法、中小企業基本法、土地所有に関する法律、観光法制度、文化財保護法、国立公園法、外国投資法、企業法等）
    - ④ マクロレベルの観光指標・観光統計（国内総 GDP とサービス産業 GDP、ホテル・レストラン分野 GDP との割合、観光収入額）
    - ⑤ ラオス南部地域（ワット・プー周辺）における観光ポテンシャル、課題、及びアクセス改善に係る整理
    - ⑥ ラオス中部地域（ヒン・ナム・ノ国立公園周辺）における観光ポテンシャル、課題、及びアクセス改善に係る整理
  - 2) 観光関連産業についての調査、既存の JICA 事業との連携
    - ① 各地域（主に南部地域）における観光関連事業（宿泊施設、レストラン、土産物産、ガイドサービス等）の状況
    - ② 観光産業の動向・産業界からのニーズの調査・分析（民間旅行業界、ホテル協会、地元の中小零細企業、農業従事者の組織等）
    - ③ 観光セクターにおける人材リソース概要（人材育成状況、就業者数等）
    - ④ JICA 海外協力隊、及び JICA 草の根技術協力事業における観光客向け土産物製作後の販路の検討
  - 3) 観光客に関する調査・分析（収入層、出身国、入国経路、滞在日数、増加率、観光ルート、男女別年齢層、ホテル数、滞在目的、職業、移動手段、旅行業者等）
  - 4) タイ、カンボジア、ベトナムにおける観光インフラ及び情報発信に関する情報収集（空港、鉄道、ホテル、観光案内センター、WEB サービス等利便性と魅力を高めるためのツール等）（3か国の現地調査は想定していない。）
  - 5) 他ドナー・国際機関の観光セクター関連支援に関する情報収集（JICA と MOC（協力協定）を締結している UN Tourism（国連世界観光機関）、周辺諸国経済開発協力機構（NEDA）等も含む。また老中鉄道による観光分野への影響も確認する。）
  - 6) 観光分野に適応可能な技術を有する日本企業（中小企業含む）についての調査（観光庁がとりまとめている日本国内の観光促進事例の活用可能性についても積極的に検討する）
  - 7) 2025 年 7 月 13 日に新たに世界遺産登録されたヒン・ナム・ノ国立公園、及び周辺における観光インフラ及び情報発信についての調査（ホテル、観光案内センター、WEB サービス等利便性と魅力を高めるためのツール等）。
- (3) プロGRESSレポートの作成
    - (2) の調査結果を PROGRESSレポートとしてまとめ、ラオス事務所及び関係部との協議を行い、(4)以降の調査対処方針について検討する。
    - (4) 上記のニーズ・必要性や先方実施機関との協議を踏まえた観光開発分野の協力候補事業の提案

以上で調査・確認した情報や観光開発方針を踏まえた上で、我が国の協力方向性を検討し、ラオス国南部地域への協力案（特に無償資金協力事業）を提案する<sup>4</sup>。その際、JICA の協力方針や現地の開発ニーズ、観光セクターのポテンシャルなどを総合的に整理・分析する。なお、観光セクターへの協力に関しては空港や道路整備含めた道の駅構想など観光関連インフラ整備にとどまらず、カルチュラルツーリズム、体験型ツーリズム、ナチュラルツーリズム、遺跡巡り等、観光資源開発への提案を含む幅広い選択肢を視野に入れ、総合的に協力可能性を検討する<sup>5</sup>。

- 1) 課題を踏まえた上で、JICA として支援可能な候補案件について提案する。候補案件は短期的には円借款の実施が困難である見通し等もふまえ、無償資金協力を中心に短期的・中長期的候補案件を提案すること。提案にあたって連携が必要となる関連の現地関係省庁についても整理する。また、JICA 単独の事業のみならず、他ドナーや民間企業との連携も念頭におきつつ検討をする。
  - 2) 候補案件を実施することによる対象地域および周辺地域へ与える影響について主に以下の点について調査する。
    - ① 国家財政収支、産業構造の変化
    - ② 観光産業の雇用者数の変化
    - ③ 自然環境・社会へのインパクト（正負両面について）
    - ④ 現地住民の収入の変化、住環境についての影響
    - ⑥ その他考えられうる正負のインパクトについて
  - 3) 候補案件の提案にあたっては、中長期的な維持管理方法や環境社会配慮などにおいて大きな課題となりうる事項の有無や対応策を確認・整理したうえで提案する。
- (5) ドラフト・ファイナル・レポートの作成と先方関係機関への説明  
ドラフト・ファイナル・レポートは、(3)において、ラオス事務所、及び関係部署の協議を踏まえた更新、及び(4)の支援案件検討を含めた提案詳細をラオス事務所、及び関係部署宛に説明し、協議した結果を踏まえて作成する。
- (6) ファイナル・レポートの作成  
ドラフト・ファイナル・レポートを作成後、JICA 事務所、関係部署へ説明し、コメントを受けて修正後、JICA の確認を得てからラオス政府関係機関に提示し、フィードバックやコメントを得る。ラオス政府関係者からのコメントなどは JICA にも共有し、これらのコメントや協議の検討・修正結果を反映したファイナル・レポートを作成する。

## 第5条 報告書等

---

<sup>4</sup> 南部地域への協力方向性と協力事業案の提案に向けて、どのように調査・検討を進めることが効率的・効果的か、技術提案書にて提案してください。

<sup>5</sup> 官民連携や地域連携等を活用しながら実施が想定される観光マーケティング/プロモーションにかかる具体的な内容を技術提案書にて提案してください。

報告書名	提出時期	言語	形態
インセプション・レポート	2025年11月28日	日本語	電子データ
プログレスレポート	2025年12月26日	日本語	電子データ
ドラフト・ファイナル・レポート	2026年1月30日	日本語	電子データ
ファイナル・レポート	2026年2月27日	日本語	電子データ CD-R 3部

#### 第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項**  
**(技術提案書の重要な評価部分)**

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	南部地域や対象協力候補サイトの重要性・妥当性を裏付ける観光政策・統計・データ分析にかかる具体的な調査方法・内容	第4条(2)
2	南部地域での観光分野の協力の方向性や事業の提案に向けた具体的な調査方法・内容	第4条(4)
3	官民連携・地域連携等を含む、観光マーケティング/プロモーションにかかる具体的な内容	第4条(4)

## 第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

### 1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

#### (1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

#### (2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 7.16 人月

(現地渡航回数：延べ12回)

業務従事者構成の検討に当たっては、観光インフラ、マーケティング等の専門性を持つ従事者を含めること。

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (3号))】

- 1) 対象国及び類似地域：ラオス国及びタイ、カンボジア、ベトナム
- 2) 語学能力：英語

- ※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。
- ※ 総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

- 1) 配付資料  
特になし
- 2) 公開資料  
特になし

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無 基本的に CP との間では英語可ですが、観光に直接関わらない関係者（産業界、土産物の生産者等）へのコミュニケーションはラオス語となる場合があります。
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務

の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

## 2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

\* 評価対象とする類似業務：観光開発に係る各種調査

### (2) 業務の実施方針等

#### 1) 業務実施の基本方針

#### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

#### 3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4-4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

#### 4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

#### (3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照して下さい。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用して下さい。

#### (4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとして下さい。

##### 1) 形式

技術提案書は、A 4 判 (縦)、原則として 1 行の文字数を 4 5 字及び 1 ページの行数については 3 5 行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

### 3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

#### (1) 本案件に係る業務量の目途

上記 1. (2) に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

#### (2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第 1 章 入札の手続き」の「6. (2) 提出方法」に基づき提出して下さい。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

#### (3) 定額計上について

本案件は、定額計上はありません。

#### (4) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

#### (5) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以上

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評価項目	配点
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	-
イ) 作業計画	5
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2